



# 鳥取県公報

平成 30 年 4 月 27 日 (金)  
第 8 9 9 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (310) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (311) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (312) (〃) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (313) (障がい福祉課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (314・315) (企業支援課) . . . . . 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (316) (園芸試験場) . . . . . 5
	公共測量の終了 (317) (県土総務課) . . . . . 5
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (318・319) (西部総合事務所農林局) . . . . . 5
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (6) (高等学校課) . . . . . 7
	鳥取県指定保護文化財の指定 (7) (文化財課) . . . . . 7
	鳥取県指定有形民俗文化財の指定 (8) (〃) . . . . . 7
	鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (9) (〃) . . . . . 8
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) . . . . . 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (8件) (情報政策課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
クローバー薬局	米子市石井700-1	平成30年4月1日
みずたま薬局	鳥取市里仁56-7	平成30年4月2日

## 鳥取県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
山本歯科クリニック	日野郡日野町根雨448	平成29年7月31日

## 鳥取県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社はごろも	鳥取市徳尾443-9	はごろも	鳥取市徳尾443-9	訪問介護	平成30年2月28日
松浦 孝夫	米子市皆生温泉四丁目10-16	皆生堂薬局	米子市皆生三丁目12-5	居宅療養管理指導	平成30年3月1日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取湖南デイサービスセンター	鳥取市松原253-1	通所介護	平成30年3月31日

医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	養和病院短期入所生活介護施設	米子市上後藤三丁目5-1	短期入所生活介護	〃
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	共用デイサービス事業所ゆう	鳥取市佐治町古市8-2	認知症対応型通所介護	〃

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社はごろも	鳥取市徳尾443-9	はごろも	鳥取市徳尾443-9	介護予防訪問介護	平成30年2月28日
松浦 孝夫	米子市皆生温泉四丁目10-16	皆生堂薬局	米子市皆生三丁目12-5	介護予防居宅療養管理指導	平成30年3月1日
社会福祉法人あすなろ会	鳥取市川端四丁目115	鳥取湖南デイサービスセンター	鳥取市松原253-1	介護予防通所介護	平成30年3月31日

## 鳥取県告示第313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
門脇 孝幸	米子市富益町4557-7	クローバー薬局	米子市石井700-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年4月1日

## 鳥取県告示第314号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取駅ショッピングプラザ  
鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史  
島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 田中 達也  
変更後 J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
平成29年6月19日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

6の書類に記載のとおり

5 届出年月日

平成30年3月30日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成30年4月27日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

### 鳥取県告示第315号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取駅ショッピングプラザ

鳥取市東品治町111-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史

鳥根県松江市朝日町字伊勢宮472-2

3 変更する事項

施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数

変更前 1

変更後 2

(2) 駐車場の自動車の出入口の位置

6の書類に記載のとおり

4 変更年月日

平成30年2月21日

5 届出年月日

平成30年3月30日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成30年4月27日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第316号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県園芸試験場長 吉 田 亮

## 1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社  
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社  
地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場  
鳥取いなば農業協同組合  
鳥取中央農業協同組合  
鳥取西部農業協同組合

## 2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

**鳥取県告示第317号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 倉吉市関金町
- 3 終了年月日 平成30年3月30日

**鳥取県告示第318号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理事	清川 速水	西伯郡南部町天萬561
〃	渡辺 建郎	西伯郡南部町境607
〃	岩田 有司	西伯郡南部町諸木65
〃	田貝 有史	西伯郡南部町金田257
〃	赤井 頼光	西伯郡南部町朝金503
〃	長谷川 正吉	米子市青木586
監事	岡田 一樹	西伯郡南部町市山848
〃	岩田 充夫	西伯郡南部町三崎40-2

平成30年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	清川 速水	西伯郡南部町天萬561
〃	渡辺 建郎	西伯郡南部町境607
〃	岩田 有司	西伯郡南部町諸木65

〃 田 貝 有 史 西伯郡南部町金田257  
〃 赤 井 憲一郎 西伯郡南部町朝金519  
〃 長谷川 英 信 米子市青木586  
監 事 岡 田 一 樹 西伯郡南部町市山848  
〃 安 森 正 西伯郡南部町天萬1304  
平成30年4月1日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第319号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 辺 雄 一 米子市古豊千606  
〃 小 山 貞 彦 米子市浦津245  
〃 田 仲 定 雄 米子市東八幡253-3  
〃 能登路 幸 輝 米子市蚊屋125  
〃 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102  
〃 斉 下 博 三 西伯郡日吉津村大字日吉津729  
〃 大 谷 正 明 米子市河岡678  
〃 高 塚 昌 巳 米子市吉岡13  
〃 藤 田 勇 米子市古豊千41  
〃 池 田 肇 西伯郡日吉津村大字日吉津348-4  
〃 土 井 美 教 米子市赤井手205  
〃 兼 本 修 二 西伯郡日吉津村大字富吉1038  
〃 長 川 寛 米子市淀江町佐陀160  
〃 山 崎 芳 敬 米子市一部293  
〃 柳 谷 一 夫 米子市下新印432  
〃 山 田 洋 西伯郡伯耆町吉長312  
〃 後 藤 正 明 米子市尾高1713  
〃 妹 能 利 広 米子市二本木559  
監 事 塚 本 高 久 米子市蚊屋16-1  
〃 上 野 秀 雄 西伯郡日吉津村大字日吉津1219  
〃 奥 谷 和 美 米子市上新印131  
平成30年4月4日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 辺 雄 一 米子市古豊千606  
〃 小 山 貞 彦 米子市浦津245  
〃 斉 下 博 三 西伯郡日吉津村大字日吉津729  
〃 能登路 幸 輝 米子市蚊屋125  
〃 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102  
〃 妹 能 利 広 米子市二本木559  
〃 大 谷 正 明 米子市河岡678  
〃 土 井 美 教 米子市赤井手205

〃	富 田 喜 正	西伯郡日吉津村大字日吉津601
〃	仲 本 悟	米子市熊党184
〃	田 後 直 行	米子市古豊千841-1
〃	内 藤 英 二	米子市東八幡254-1
〃	川 口 剛 敏	西伯郡日吉津村大字日吉津947-1
〃	柳 谷 一 夫	米子市下新印432
〃	中 本 不 二 雄	米子市尾高1427
〃	長 川 寛	米子市淀江町佐陀160
〃	山 田 洋	西伯郡伯耆町吉長312
〃	奥 本 和 男	米子市上新印341
監 事	上 野 秀 雄	西伯郡日吉津村大字日吉津1219
〃	塚 本 高 久	米子市蚊屋16-1
〃	山 崎 芳 敬	米子市一部293

平成30年4月5日就任 任期4年

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校演習林林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

1 委託の相手

株式会社倉吉木材市場

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 鳥取県教育委員会告示第7号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

絵画の部

名称	員数	所在の場所
平家物語 宇治川先陣・弓流図屏風	6曲1双	鳥取市覚寺55 渡辺美術館

古文書の部

名称	員数	所在の場所
北川家文書	7点	鳥取市上町88 鳥取市歴史博物館

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
智頭枕田遺跡出土先史時代遺物		八頭郡智頭町大字埴師54 智頭町埋蔵文化財センター
土器	1484点	
石器	85点	

### 鳥取県教育委員会告示第8号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定有形民俗文化財の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

名称	員数	所在の場所
泊の漁業関係資料 漁撈用具 シイラ漬漁関係絵図・古文書	497点 10点	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町泊 歴史民俗資料館

#### 鳥取県教育委員会告示第9号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月27日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

名称	所在地	保護団体
宮内の <small>うわなり</small> 打ち神事	西伯郡大山町宮内	<small>うわなり</small> 神事保存会
弓浜半島及び近隣地域のトンド	米子市 境港市 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町	米子市トンド保存会 境港市トンド保存会 南部町トンド保存会 伯耆町吉長自治会
逢東盆踊り	東伯郡琴浦町大字逢東	逢東盆踊り保存会

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成30年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 採用する自衛官候補生予定数

##### (1) 8・9月入隊要員（男子）

ア 陸上要員：若干名

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

##### (2) 8・9月入隊要員（女子）

ア 陸上要員：若干名

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

#### 2 募集期間

平成30年4月16日（月）から同年6月4日（月）まで

#### 3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

#### 4 試験期日及び試験場

##### (1) 試験期日

平成30年6月9日（土）



## (2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

## 5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

## 6 採用予定時期

平成30年8月下旬又は9月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）

## 7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

## 8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）

**調 達 公 告**

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 平成30年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成30年3月30日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契約金額             | 45,615,204円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量       | 平成30年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式 |
| 2 契約方式           | 随意契約                                |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成30年3月29日                          |

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド業務実施共同企業体<br>岡山県岡山市北区大内田675  |
| 5 契 約 金 額          | 71,846,784円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種<br>の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると<br>その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令<br>第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式  |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成30年3月28日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契 約 金 額          | 100,245,568円（ただし、各項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種<br>の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると<br>その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令<br>第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1 調達件名及び数量       | 鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式   |
| 2 契 約 方 式        | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成30年3月28日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契 約 金 額        | 72,853,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由      | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種<br>の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると<br>その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令<br>第11条第1項第2号） |

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式  
2 契約方式 随意契約  
3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月30日  
4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50  
5 契約金額 208,228,752円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）  
7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式  
2 契約方式 随意契約  
3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月30日  
4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50  
5 契約金額 696,109,680円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）  
7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 電子決裁・総合文書管理システム連携サーバ等賃貸借業務 一式  
2 契約方式 随意契約

- |   |                  |  |
|---|------------------|--|
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日   | 平成30年3月30日   |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 | 契 約 金 額          | 33,380,640円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 | 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |   |                  |  |
|---|------------------|--|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量  | 平成30年度データ管理委託業務 一式   |
| 2 | 契 約 方 式          | 随意契約   |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日   | 平成30年3月30日   |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 | 契 約 金 額          | 31,415,580円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 | 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |